

## オホーツクのホタテ漁業

渡邊英郎

### はじめに

ホタテガイ（以下ホタテという）漁業の発展には目を見張るものがある。200カイリ時代に入ると国、北海道、市町村による育てて獲る漁業政策が積極的におこなわれるようになりホタテの生産地が増加して生産量が増加した。養殖技術は格段に進歩し、採苗・種苗放流事業を実施する漁協が増加して生産量は伸び、価格もほぼ安定して漁家経済が潤うようになった。今日では半世紀前に資源枯渇が続いて禁漁に追い込まれて漁家経済が危機に瀕したことなど忘れ去られようとしている。

ここでいうオホーツクとは北海道オホーツク海沿岸地域の網走支庁管内の地域をさしており、本稿では常呂町（現北見市）、佐呂間町をとりあげる。

北海道のホタテ生産量は約38万トンである。（2005）このうち天然ホタテが占める割合は75%で養殖ホタテの占める割合は25%である。天然ホタテの産地が道北、道東であるのに対して、養殖ホタテの産地は噴火湾である。網走管内のホタテ生産量は16.2万トン、金額では202億円（2006年）を記録している。

2008年における常呂漁協は正組合員168名、ホタテ水揚げ量は4万8100トン、ホタテ取扱金額は76億9000万円である。佐呂間漁協は組合員63名、ホタテ水揚げ量は約9000トン、ホタテ水揚げ金額は12億8200万円である。両漁協とも総水揚げ量の75%はホタテが占め、ホタテ漁業中心の経済構造となって

いる。

オホーツクでは1950～52（昭和25～27）年頃には第二次大戦後海外からの引揚者による漁業者の急増や乱獲で資源量と漁獲量とがアンバランスとなりホタテ資源が枯渇した。このため55～56年にはホタテ漁業を全面禁漁する漁協が出現した。

ホタテ収入を失った漁民生活は極度に困窮して漁村は疲弊して社会問題となった。ホタテの採取が再開されたのは57年以降である。再開にあたり課題となつたのは資源の継続的利用であり、このために採用したのが漁協組合員による共同経営方式である。

筆者が1963年8月にオホーツクの漁業調査をしたときホタテ共同経営のことを見た。それからおよそ半世紀が経過したが、この経営方式こそホタテ漁業を今日の繁栄に導いた要因であり、経営方式の構成には地域性が反映されていることが分った。本稿は1950年代に行われた常呂町（現北見市）、佐呂間町におけるホタテ共同経営について検証したものである。

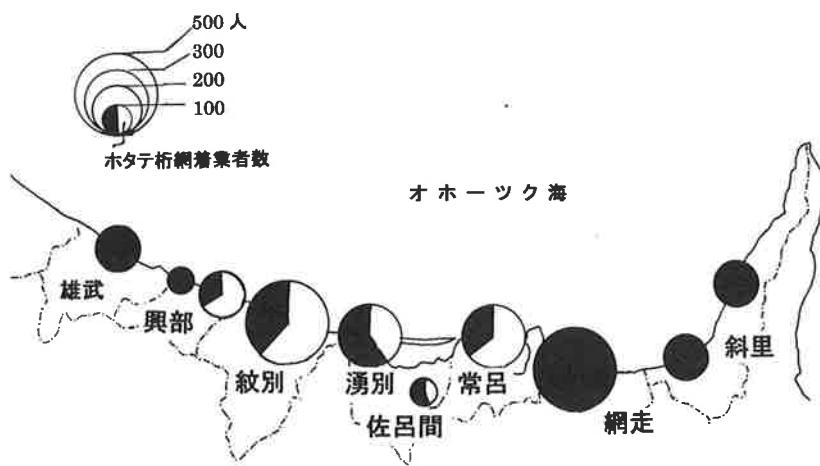


図1 漁業者とホタテ着業者の分布（昭和32年1月現在）

## 1、地域の概況

北海道網走支庁管内は全国有数のホタテ生産地域で管内には雄武、興部、紋別、湧別、佐呂間、常呂、網走、斜里の8市町がある。この中でホタテ漁業に従事するのは、興部、紋別、湧別、佐呂間、常呂の5町である。図1は1957年における漁業者に占めるホタテ漁業者の割合を示しており興部、紋別、常呂では60%を越えていることが注目される。

宗谷岬から知床岬に至る単調な弧状の海岸地帯は、豊かな漁場を控えながら冬季間は流水のために漁業活動は不可能となる。

1955年におけるこの地域の産業構造を産業別人口でみると第1次産業人口が57%（水産業4%）、第2次産業人口が15%、第3次産業人口が28%で、原料供給地的傾向が濃厚である。

水産業は産業別人口構成では農業に及ばないが、生産額では農業29%に対して水産業は22%で、これに水産加工を加えると総生産の41%となり極めて大きい割合を占めている。特に紋別市、網走市では漁業及びその関連産業の経済的な比重は大きい。

この海域の漁獲量は1940～56（昭和15～31）年の累年平均でみると97,500トンである。これは北海道全体の10.5%に当たっている。漁獲量は1945（昭和20）年以後増加をたどり、1955年は191,250トンを記録した。

魚種構成は1940～42（昭和15～17）年の平均では、ニシン、ホッケ、サケ、マスなどの回遊性魚族が40%、カレイ、ホタテ、タコ、カニなどが46%という割合である。1946～56年の平均は、前者が77%、後者が17%で回遊性魚族のほうが圧倒的に多い。このほかホタテを中心とする貝類は35%も激減した。

水揚げ魚種が変化した理由は、第二次大戦後に資本制漁業である中型底曳網漁業が発展したことと深く関係している。

## 2、地域の漁業生産状況

### 1) 漁船勢力

1956（昭和31）年12月現在の無動力船数は1239隻、動力船は総数756隻である。動力船の内訳は5トン未満が288隻、5～10トンは252隻、10～15トンは148隻、50トン以上は68隻である。

この海域で操業している漁業種類数は約30である。

## 2) 操業期間

1～3月は流氷のために操業できなくなり内水面漁業だけの操業になる。4月は8種類、5～11月は12～15種類。12月は5種類の漁業が操業する。

経営体平均の漁獲金額は第1表の通りで10トン未満層はいずれも全道平均を下回っている。

表1 経営体平均の漁獲金額（第2次センサス）

	個人経営総数	無動力	小型定置	0～5t	5～10t	10～20t	20～30t	30t以上	大型定置
網走管内	1023千円	68千円	316千円	329千円	663千円	1588千円	5975千円	11930千円	2218千円
北海道	408	116	339	366	755	1493	2973	9570	2383

## 3) 着業状況

着業状況を階層別にみると、無動力船層ではニシン刺網の40%が最も多く、曳き網、カレイ刺網がこれに次ぐ。

動力船層では3トン未満層はニシン刺網、タコ函、小型底曳網。3～5トン層と5～10トン層はカニ簾、タコ函、サンマ棒受、ニシン刺網である。

このほかに5～10トン層はホタテ桁網も着業している。10～20トン層では32%がサンマ棒受網漁業を、20～30トン層はサンマ漁業、機船底曳、ニシン刺網、サケ・マス流し網、タラ・サメ延縄、スケソ延縄。30トン以上層は機船底曳網漁業を經營する。

定置漁業層は、従業員9人未満層ではサケ・マス・コナゴが主な漁業種類で、従業員10人以上層はサケ・マスが主な漁業種類である。

#### 4) ホタテ漁業に対する依存度

1954（昭和29）年における漁民のホタテ漁業に対する依存状況を階層別に見ると、無動力船層は漁獲量の71%、5トン未満層は12%、5～10トン層は36%、10～20トン層は11%が依存し、総漁獲量の28%はホタテが占めていた。これが31年になると無動力船層は6%、5トン未満層は12%、5～10トン層は27%、10～20トン層は5%となり、総漁獲量の17%にまで落ち込んだ。中でも無動力船層はホタテ資源の減少によって安定していた漁業を失ったのである。

### 2、ホタテ生育の漁場条件

ホタテが生育するのに良い漁場としては、水深20メートル前後で、岩盤の露出によって起こる底層流の渦流が発生する海域である。底質はバラスや貝殻が敷いてあるのがよいとされる。水温は産卵や資源変動と大きな相関があるといわれ、水温は10°C前後が産卵・発生の適温とされる。貝の成長の度合いは年齢が多くなるにつれて減少する。とくに4年貝から減少がはなはだしい。

ホタテの害敵はヒトデ、カレイ、タラ、タコ、貝類に寄生するボリドーラである。特にヒトデによる被害は大きく、ヒトデとホタテの分布とは一致している。このため紋別市のようにヒトデの採取を義務付けている漁協もある。

ホタテ漁業で漁獲対象としている貝は4～8年貝である。4～6年貝から最良の貝柱製品がえられる。ホタテの漁獲量の80%は貝柱に加工される。

### 3、常呂町、佐呂間町の共同経営

常呂、佐呂間両町における漁家の漁業収入の70～80%はホタテ収入であり漁家経済はホタテ依存度が高い共通性を持っている。

ホタテ共同経営が行われたのは1948年（昭和23）頃といわれるが50年代のものとは形態や内容は異なるようである。

50～52年には水産協同組合法の改正、引揚者による漁業組合員の急増によって、53～54年には資源が枯渇して、55～56年にはホタテ貝漁業は禁漁した。

### 1) 共同経営に至るまでの経過

1937（昭和12年）頃のホタテ漁業は川崎船1隻に5人が乗船しておこなわれた。乗組員はすべて雇用者で、船主は船には乗らずに陸回りに専心した。

1942（昭和17年）頃になると人出不足と燃料不足で操業はできなくなった。1944（昭和19）年に部落単位で、各部落10トン程度の漁船1隻を共同購入して30人の希望者による共同経営がはじまった。漁法はガンガラと呼ばれた八尺で、機械による曳航漁法である。この共同経営は終戦後すぐに解散した。その後、1年間だけ川崎船によるモグリ漁法がおこなわれたが、1947（昭和22）年には川崎船を発動機船で曳航する先引きの漁法に発展した。この発動機船は傭船したもので、1隻の発動機船で4隻の川崎船を曳航した。

1950（昭和25）年に根室方面で使っていた漁具のホタテ貝桁網、通称八尺が採用された。初めは無動力船による手巻きであったが、55年からはすべて動力船による桁網漁法に変わった。これは「八尺」という桁網を船で曳航して海底を走らせて漁獲するもので、この桁網は網口にある長さ50cm前後の1列に並んだ爪で掘り起こされたホタテガイが袋網に入るような構造になっている。

八尺の漁具効率は、無動力の手巻きでは23～36%、動力船の桁網では70%といわれる。漁具効率は海底の地形、土質、漁具の構造、曳航方法でも違ってくる。

ホタテ貝の増殖には人工採苗と種苗がある。1934（昭和9年）にサロマ湖でおこなった採苗試験の結果から36年に北見水産会を主体とした事業団体によって3億個の採苗が実施され、網走支庁管内全漁場と日本海利尻水道へ移植したのをはじめとして、毎年サロマ湖産稚貝が移植されている。

## 2) ホタテ漁獲量の変動と漁業経営の変化

第2表をみると総漁獲量は1954（昭和29）年と1956（昭和31）年では約3176トン減少。ホタテ貝漁獲量は半減している。

第3表ではホタテ貝の漁獲量が減少したにもかかわらず、金額の割合の低下率は比較的小さいことがわかる。漁獲量の減少は、漁法の変化、漁民数の増加で資源量と漁獲量との不均衡が生じたことが原因である。

表2 使用漁船階層別ホタテ漁業の割合

昭和29年

	無動力	0~5t	5~10t	10~20t	計
ホタテ着業数（隻）	184	50	89	17	340
ホタテ漁獲量（トン）	4,001	1,380	3,131	787	9,300
ホタテ単位当たり漁獲量（トン）	21	27	31	46	27
ホタテ階層別着業比（%）	43.2	14.7	33.6	8.5	100
ホタテ漁獲量比（%）	71.4	12.2	36.2	11	28.4
総漁獲量（トン）	5,606	11,343	8,666	7,147	32,763

昭和31年

ホタテ着業数（隻）	18	18	68	7	111
ホタテ漁獲量（トン）	97	802	3,630	341	4,871
ホタテ単位当たり漁獲量（トン）	5	44	53	48	43
ホタテ階層別着業比（%）	1.9	16.5	74.6	7	100
ホタテ漁獲量比（%）	5.8	11.9	26.8	4.5	16.5
総漁獲量（トン）	1,691	6,738	13,526	7,653	29,587

表3 漁船漁業に占めるホタテ桁網の割合

（機船底曳、定置の漁獲は除く。資料は漁業現勢）

昭和29年

	桁網	その他漁船漁業	計
漁獲量（トン）	11,111	25,192	36,303
漁獲金額（千円）	293,139	468,589	761,728
漁獲割合（%）	30.6	69.4	100
金額割合（%）	38.5	61.5	100

昭和31年

漁獲量（トン）	5,865	24,907	30,772
漁獲金額（千円）	193,150	413,117	606,267
漁獲割合（%）	19	81	100
金額割合（%）	31.9	68.1	100

### 3) ホタテの漁業権

ホタテ漁業は無動力船による共同漁業権漁業と、漁業法第66条の2項に規定されている知事許可を必要とする小型底曳網漁業の2種類ある。共同経営方式は後者に該当する。北海道では毎年水産試験場の資源調査結果に基づいて、海区ごとに許可隻数と漁獲許可量を示し各漁協が自主調整をして、道へ着業隻数を申請することになっている。

漁期は7月1日から9月10日までとなっているが、7月一杯で漁獲計画目標に達している年もある。

漁業権の管理は漁協がおこない、定款で漁業権管理を厳しく規定している。組合員の権利は平等ではなく、およそ次のようにになっている。

漁業専業および第1種兼業漁家のうち組合歴の長い漁家には1人権が与えられている。第2種兼業漁家に相当するものには0.8人権、0.6人権が与えられている。権利数は年によって格上げ、格下げの変動がある。権利とは権利者の漁獲許可量のことである。共同経営体の漁獲許容量は共同経営者の権利の総和であるから、各権利所有者は所得の配分のときに、各自の持ち権利に応じて利益の配分を受けることができる。この権利は相続することが認められている。

年次によっても漁獲許容量が異なる。漁家数も異なるから、1人権の内容も1960（昭和35）年度の1人権が9.5馬力。36年度の1人権が4.7馬力のように年次で異なっている。

佐呂間町の1961（昭和36）年度は、総漁家数62戸の中で、ホタテ貝着業権利者が39戸・39名である。着業船は7隻で総馬力数が185馬力。総漁獲目標が510トンであったから、1馬力当たりの漁獲量は約2.75トンで、1人権4.7馬力の漁獲目標は約12.92トンという計算になり、各共同経営体は第4表の通りであった。

着業船の決定は前年度の実績船が優先する。ホタテ貝漁業では船の馬力数が漁獲量の大小を決定する要因である。これは漁労体系から馬力数の大小が

表4 佐呂間町における共同経営の労働と固定資産（昭和36年度）

経営体別	参加戸数	経過年数	ホタテ操業権利	本人稼働数	家族		雇用	
					海上	陸上	海上	陸上
A	5戸	6年	23.3馬力	1人	4人		2人	1人
B	5	6	23.3				1人	6
C	5	6	23.3		3		2	
D	5	5	22.5	2	5		1	
E	13	6	57.3	2	9	2	3	
平均	5.5	5.8	25.1	0.8	3.5	0.5	2.3	0.2

経営体別	雇用賃金	家族賃金	出漁回数	備 船				
				ト ン 数	馬 力 数	機 関	傭 船 料	借 入 先
A	歩 合	歩 合	24回	13.9トン	25馬力	S D	25万円	共同経営者
B	歩 合	歩 合	20	11.5	25	S D	25万円	共同経営者
C	歩 合	歩 合	22	10	25	S D	25万円	共同経営者
D	18000円	歩 合	28	8.4	25	S D	25万円	共同経営者
E	歩 合	歩 合	22	27.4	50	S D	60万円	共同経営者
平均			23.2	11.9	25		26万円	

註) E 経営体は2隻で操業しているので2経営体とみなし平均をだした。

曳引力の大小と速力を規定し、曳引力と速力は漁獲量の大小を規定するためである。総馬力数が決定されると権利者の総権利数から1人権に見合う馬力数を算定し、これを各船の馬力数に合うように適宜組みあわせた上、更に、人間を組み合わせ、共同経営体をつくるしくみになっている。船の馬力数が組み合わせ馬力数を上回る場合は、超過馬力数を納入する。これは最低1万円くらいで、これが共同経営者同志による権利の売買価格決定の基準になっている。常呂では組合に、佐呂間では権利の貸し付け者に納入する。

#### 4 ) 共同経営者の階層的性格

共同経営体は数人の権利を所有する漁家で構成される。共同経営の代表者は漁船を所有する漁家である。この代表者は家族労働をする点では小商品生産者であり、共同経営が雇用労働者を雇う点では資本家の性格を持っている。

常呂の例でホタテ貝共同経営の代表者達の漁業依存度は、専業漁家42名、第1種兼業漁家16名、第2種兼業漁家（仲買商、加工業者）2名。その他

(雑貨商) 1名である。

代表者以外の共同者は、専業漁家（含定置漁業者）22名。第1種兼業漁家24名。第2種兼業漁家（賃労働が主）62名である。

このように共同経営はバラエティに富んだ階層によって構成されており、各戸の権利数の所有状況は第5表の通りである。

これを見ると漁業権が漁業専業者以外の漁業層と非漁民的階層によって享有されていることがわかる。

表5 職業別、権利別、享有数別ホタテ漁業者数（常呂町 昭和36年度）

権利	漁業専業	半農半漁	賃労働	商業	大定置	小・中定置	未亡人	その他	計
1人権	54人	23人	45人	5人		2人	3人	2人	134人
0.8	4	4	13	2		1		2	26
0.6		2	6	1	4				13
0.4		1	4					1	6
0.2			3				2		5
計	58	30	71	8	4	3	5	5	184

### 5) 共同経営者の経営参加の度合い

共同経営者は手持ちの現金は出資しない。着業資金は漁協からの融資を受けてそれを出資金とする。着業資金の返済はすべて水揚げ高の中からなされる。漁具資材の持ち寄りも一切行なわず、すべて着業資金で新しく購入する。これは漁具資材の多くが流動資本であることによる。（第6表）

表6 共同経営借入資金（佐呂間町 昭和36年度）

経営体別	借入金	資 材 借 入						計
		金額	ワイヤー	重油	錦糸類	その他	小計	
A	27.5千円	17.8百円	79.7百円	65.6百円	4.8百円	9百円	176.7百円	451.9百円
B	28.5	18.6	43.7	0.7		16.3	79.3	364.3
C	27.5	17.2	35.7	28.1	10.2	6.6	97.8	372.8
D	27.5	19.0	39.2	47.3	6.7	22.7	135.4	410.4
E	28.5	20.0	38.1	48.7	8.0	24.6	139.4	424.4
平均	27.9	18.6	47.3	38.1	5.9	15.9	125.8	404.8

## 6) 共同経営者の労務提供の状況

常呂では共同経営者が一人も乗船しない経営体が23経営体ある。1人だけ乗船するのが31経営体。2人だけが乗船するのが5経営体。3人だけが乗船するのが5経営体。代表者が乗船するのが4経営体。共同者の家族か誰かが乗船するのが20経営体である。

184名の共同者のうち乗船して漁労作業をするのは56名だけである。他の90数名は漁労作業に全く関与しない。いわば権利の寄生者である。

共同者で乗船する者の多くは0.1人権、0.2人権、0.4人権といった権利数の少ない漁業労働者階層である。

利潤は次の式で求め、享有権利数に応じて分配をうける。

$$\text{利潤} = \text{水揚げ} - (\text{労賃} + \text{備船料} + \text{資材代金} + \text{組合出荷料}) \times \frac{1}{\text{共同体の権利数}}$$

権利は独立した財産として、また、生産物の価値を構成するものとして、株式における株配当と同じ機能を持っている。

## 7) 共同経営の経済効果

第7表から共同経営の経済効果をみてみると、共同経営体の平均のホタテ貝漁業収入は、389万円。経営費が154.6万円。漁業所得の純収益は234.4万円である。

出漁日数の平均が23.2回であるから出漁1回当たりの漁業収入は10.1万円。出漁1回当たりの海上労働1人当たりの漁業収入は17,700円である。いずれも北海道平均をはるかに上回っている。

経営体への分配は、A経営体を例にとると、2,312,700円／25馬力 × 4.7馬力 = 434,787円となり、約43万円が各経営者に権利の配当として支払われる。

2,312,700円／25馬力 × 1.5馬力 = 139,762円は権利の賃貸料として、1.5馬力分の権利貸し付け者に支払われる。

家族労働を1人拠出している経営者には、労賃として約7万円がプラスされる。したがって、ホタテ貝経営の権利の所有者は約2ヶ月の間に43万円の

配当収入と労働収入合わせて約50万円の収入が得られる。北海道の3～10トン層の年間漁業所得が39万円と計算されているのに比べると格段の違いである。

第8表でホタテ貝漁業の生産性をみると、労働生産性も資本効率もともに高いことがわかる。

表7 佐呂間町のホタテ共同経営収支(昭和36年 単位:千円)

		経 営 費							
経営体別	ホタテ収入	労賃	%	漁具	%	油費	%	光熱費	%
A	3690.3	390.1	28.3	197.1	14.3	68.7	5.0	4.0	0.3
B	3552.3	409.9	32.3	129.7	10.2	70.0	5.5	3.7	0.3
C	3602.6	390.0	28.9	153.1	11.3	54.0	4.0	4.4	0.3
D	3603.5	398.3	27.2	178.4	11.8	95.0	6.5	6.0	0.4
E	4446.5	521.9	27.4	365.9	19.2	39.0	2.0	2.0	0.1
平均	3890.3	438.7	28.1	230.8	14.9	61.0	3.9	3.7	0.2

		経 営 費						
経営体別	漁船費	%	その他の	%	計	%	漁業所得	%
A	250	18.1	467.7	34.0	1377.6	100	2312.7	62.7
B	250	19.7	407	32.0	1370.3	100	2282.0	64.2
C	300	22.2	449.3	33.3	1350.8	100	2251.8	62.5
D	250	17.1	540.9	37.0	1463.6	100	2139.9	59.3
E	300	15.7	678	35.6	1906.8	100	2539.7	57.1
平均	275	17.8	536.8	34.8	1546.0	100	2344.3	60.3

表8 佐呂間町のホタテ共同経営資本構成(昭和36年度)

経営体別	労働者数(N)	出漁日数	稼働者総数	漁業所得(Y)	固定資産(K)	労働生産性(Y/N)	資本係数(K/Y)	資本構成(K/N)	資本効率(生産性)(Y/k)
A	7人	24	168	2312.7	1377.6	330	0.59	195.5	1.68
B	7	20	140	2382.0	1270.3	326	0.55	182	1.79
C	5	22	110	2251.8	1350.8	450	0.6	270	1.66
D	5	28	140	2139.9	1463.6	426	0.68	292	1.45
E	14	22	308	2539.7	1906.8	180.5	0.75	135.5	1.33
平均	6.4	23.2	147.4	2344.3	1546.0	366	0.65	242	1.52
34年北海道3～10トン						100.7	2.77	279.3	
34年全国3～10トン						75.7	2.21	167.6	

#### 4、漁業資源対策

漁業資源の減少に対する対応のしかたは漁村のおかれている種々の条件や漁民の経済力によって多様である。

一般的に取り組まれているのが一定の禁漁期間を設けて資源回復を待つ対策である。

これには禁漁期間中は全く漁業活動をしない場合と、一部の漁業活動だけをする場合がある。前者は単一資源の漁村で、後者は複合資源のある漁村に見られる。オホーツクは前者の例である。

オホーツク海沿岸漁村では資源回復の希望的な条件を内包していたことから、第1段階として稚貝の移植と漁獲の全面禁止を行い、第2段階として共同経営方式による漁獲量の制限による計画的漁獲が採用された。

#### 5、まとめ

オホーツク海沿岸は全国ホタテ生産量の80%を生産するホタテ漁業地帯である。1950年代に漁業者の増加と生産性の高い漁法の導入しによってホタテ資源が枯渇して禁漁に追い込まれた。その後解禁する際に資源の継続的利用のためにホタテ漁業に共同経営方式を導入した。

一つの共同経営体は10トン前後の動力船の船主を中心とする5～14戸の漁家によって構成される。構成者が所有する漁業権は1人権から0.2人権まで幅があり、非漁民層にも漁業権が与えられている。

共同経営は資本の生産性が高く、ホタテ漁業権の権利は高い価値を持つ財産で相続・売買が可能である。

漁業権をもつ共同経営の参加者は漁労の有無にかかわらず利益の配当を受けることができる。また、漁労に従事すれば賃労働者として賃金を取得することができるが、労賃よりも配当が重視されている。

共同経営者の中には漁業労働には全く参加せず、配当だけを受け取る寄生階層も存在する。一方権利の少ない層は配当が少ないので漁労に従事して労

賃収入に依存する。

共同経営とはいながら、運営面では生産手段、労働力の拠出の原則に基づくものではない。また、マネージメントを主としたものでもない。格差のある漁業権で結合している資本制漁業である。

ホタテ漁業期間は2ヶ月という短期間ではあるが生産性が極めて高い。これは自然的な漁場条件に恵まれていることによる。また、特産物であるため生産地価格と市場価格とは連動していることも一因である。

賃労働者層ではホタテ操業期間だけでは1年間の家計がまかなえないのではホタテ漁業終了後はホタテ共同経営の船主が経営するサンマ漁船の乗組員として賃労働する。言い換えれば賃労働者層は1年中同じ漁船の乗組員として働いているのである。従ってホタテ共同経営は船主の乗組員確保に機能しているのである。

以上述べたホタテ漁業の共同経営は、複雑な経済構造を持っている資源枯渇の窮乏漁村において漁民の収入源の確保、漁業権の維持と配当の分配、経営者意識の自覚、経験と能力を発揮する労働の場の提供、漁業資源の持続的利用などを可能にしたものオホーツクの地域性である。今日のホタテ漁民はこの遺産を受け継いでいるのである。

この経営方式は北海道漁業発達史からみて資料的価値があり、漁業資源の保護と持続的な利用を考える上で大きな示唆を与えるものである。

### 参考文献

村岡夏雄 1958 漁業経営の共同化・合理化に関する研究。北海道水産部

北海道指導連資料 1963 北海道沿岸漁業共同化経営の実態分析

昭和32年北海道水産統計

農林水産統計平成17年

北海道水産現勢平成17年

第二次漁業センサス

北海道新聞